

会 議 記 録

政策企画局 まちづくり協働課

開催日	平成 21 年 10 月 19 日(月)	開催時刻	13 時 30 分から 15 時 30 分
会議名	上田中央地域協議会(平成 21 年度第 7 回)		
出席者	小林会長、白石副会長、浅井委員、安藤委員、飯島委員、池田委員、一之瀬委員、岡田委員、荻原委員、栗田委員、佐藤委員、田口委員、竹田委員、森田委員、山極委員 (欠席委員) 栗俣委員、塩入委員、中村委員、宮本委員、安井委員 (事務局) 浅野まちづくり協働課地域振興政策幹、小宮山まちづくり協働課課長補佐、堀内まちづくり協働課主査 (説明者) 白鳥都市計画課景観係長		
会議次第	1 開会(浅野まちづくり協働課地域振興政策幹) 2 会長あいさつ 第一分科会で取り上げている「歴史的資源を保全・活用したまちづくり」ということで、西部地域協議会の皆さんと合同の学習会を 3 回行った。専門の方々からお話を伺い、学ぶほどにどのようにまとめていくのか、非常に悩むところである。第二分科会の「生ごみ減量化・資源化に向けた取り組みについて」も先月行政サイド関係課から説明を頂いた。我々が考えていた視点と行政側の視点が違う感じを持った。こちらもどのようにまとめていくか悩むところである。今後、各分科会で意見をまとめて頂くよう、よろしく願いたい。 話は別になるが、県下で犯罪の発生件数はこのところ減少傾向にあるが、車上狙いが増加している。子どもを巻き込んだ犯罪も多く発生している。また、万引きも目立っている。地域の中で、住みよい街にしていくために、皆さんにぜひ目を光らせていただいて未然に犯罪を防ぐまちにしていくようお願いしたい。 3 会議事項 (1) 全体会議 景観条例等上田市修景事業の制度について 資料：「上田市景観条例」より都市計画課から説明 上田市景観条例（平成 7 年施行したが、これまで指定された建物はない） 上田市景観条例施行規則（合意は県に準拠し、2/3 以上の合意が必要）		

上田市景観形成事業補助金交付要綱

柳町 - 紺屋町は国の補助制度を利用（国 1/3、市 1/3、個人 1/3）

【主な質疑等】

（委員）柳町には今までにどのくらいの金額を使っているのか。

（担当課）19～21年度については、国の補助金が300万円ずつ出ている。毎年、年度当初に検討委員会を開催し、個人のお宅から出てきた内容を審査し、その年に行う事業を決定している。年に3～4件の修理修景事業を行っている。補助対象事業費の3分の1は国で、3分の1は市で、3分の1は個人で負担している。

（委員）北国街道沿いの歴史的資源を残そうという事業も含めていくとすれば、もっと対象になるお宅もあると思う。個人の財産を修復していることに関して、市のほうでは何かお考えがあるのか。

（担当課）歴史的な風情がある家や蔵などが残っており、これらを活かしながらまちづくりを進めていくことが望ましいと考えられる地区を対象として、住宅等の修理修景の助成、道路の石畳化等を進めていきたいと考えている。

（委員）この会では、「北国街道沿いの歴史的資源を保全・活用したまちづくり」というテーマで研究している。柳町では国の補助金を利用しながら、街並み補助整備事業を行っている。いい街並みを残すために補助制度を受けるのには、難しいハードルがあるのかどうかお聞きしたい。あの沿線のあのお宅をぜひ残そうと考えた場合、何かいい補助制度はあるのかどうか。

（担当課）上田市景観形成事業補助金、柳町で行っている「街なみ環境整備事業」の補助等がある。市の景観条例では、景観協定を締結し、市が認定する要件は、区域内における関係者の3分の2以上（66%）の合意が必要となっているが、90%くらい地域の皆さんの同意が無いとまとまりある街並みにはならないのではないかと。街並み環境整備でも、まちづくり協定が締結されている地区という補助対象要件があるので、3分の2以上なり8割の地区の皆さんと一緒に進めていく気運が高まらなければなかなか難しいと思う。

（委員）特定の建物だけでは難しいということですね。

（担当課）補助要綱の中に、景観形成重要建築物等の保存事業というものがある。市では景観形成重要建築物として指定することができる。単発的に行うにはこの事業が対象になる。（12ページ参照）

（委員）こういう要綱があったことを知らなかった。これは既存の建築物を対象にしているが、これから建てるものについては関係しないのか。

（担当課）景観形成上重要な価値があると認められれば、これから建てるものについても対象となる。

（委員）高さ制限等の問題については条例にはないのか。

（担当課）景観条例では、景観の形成に大きな影響を与える行為について、その内容

を市長に届け出なければならない、となっている。市の景観形成の基準の高さについては、街並みとして連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感の生じないように努めるという努力規定になっている。規制をするには、都市計画の手続きを経た、地区計画等の都市計画制度を使って、建築基準法で制限していくしか法的効力はない。

(委員) 高さ制限について、上田市で独自に制定するという事はできないのか。

(担当課) 新しく決める景観計画の中で、高さの基準を示すということは考えている。目安の高さの基準は設定しようとは考えているが、条例で定めても法的規制まではできない。助言指導・勧告・公表までは、現在の条例でもできるが、変更命令はできない。

(委員) 歴史的な建物を維持管理して残していきたいと考えているが、残していくにはどのような方法があるのか。

(担当課) 市の景観形成重要建築物に指定されていても、維持管理費は補助対象とならない。

(委員) 維持管理に関しては、登録してある場合には保存できるのか。

(事務局) 国の登録有形文化財では維持管理費は出ない。

(委員) 民間の企業の場合、何かに利用したいということで壊すこともできるのか。

(事務局) 文化財保護法等で指定されていなければ取り壊すことはできる。

(委員) ここまでは個人で、ここまでは市や国で維持管理費を出す、というような制度はないのか。

(担当課) 文化財保護法等で指定されている文化財の維持管理費は、必要があるものについては一定の補助があるようだ。

文化振興課に関する質問事項等は、分科会のほうで掘り下げて検討してまいりたい。

その他

(2) 分科会協議

(3) 分科会からの報告

【協議内容】

- ・ 第一分科会：歴史的な資源を保全・活用したまちづくり

今までまち歩きをしてきた写真と場所について、ポイントの分類をし、大屋地区から柳町、木町まで検討した。観光面で役立つポイントも分類した。これからは提案事項をまとめていきたいと考えている。

・第二分科会：自然環境保護及びごみ減量化問題

皆様にご協力いただいたアンケートが全 49 自治会のうち今日までの時点で、8 自治会を除いて提出していただいた。未回収の自治会については、再度、連合自治会長様を通して、各自治会長様をお願いしていただけたらと思う。現在 1,962 世帯に配付し、1,170 世帯から回収いただいた。回収率は 59.6%になる。回答いただける方がいれば、委員さんにもご協力をお願いしたい。

分科会では、来月に 2 回分科会を開いて、今月中に出されたアンケートの集計から、傾向と対策をまとめたいと思う。11 月の地域協議会には資料を皆様にお配りできると思う。

4 連絡事項等

・次回会議の開催

平成 21 年 11 月 12 日（木）開催予定

閉 会